



CIW認定検査事業者倫理綱領

制定 平成 2年10月29日

改訂 平成29年11月22日

CIW 認定検査事業者は、検査技術を研鑽しかつ道徳心の高揚に努め、以って正確・誠実・公正な溶接検査業務を提供し、溶接構造物の安全性の確保に寄与しなければならない。

当会員がすべからく独立した認定検査事業者としての名誉を守り、その命題を果たすため、ここに綱領を定めるものである。

- I. 当会員は「独立した検査事業者」として提供する業務の範囲を明らかにし、常に当該業務契約書を業務委託者と事前に取り交わすこと。また、当該委託契約が成立したのちに業務に着手すること。
- II. 当会員は、委託契約の内容が委託者の品質管理業務の代行又は試験・検査業務の場合にあっては、正確・誠実を旨として業務を遂行し、業務委託者の公正な利益を損なわないよう努めること。
- III. 当会員は、委託契約の内容が第三者的検査（受入検査）の場合にあっては、正確・公正を旨として業務を遂行し、当該業務に付随する「検査報告書」の作成・提供に際して、その技術的道義的責任を負うこと。